

広島市観音新町運動広場管理棟等整備優先交渉権者特定基準

1 評価者

広島市観音新町運動広場管理棟等整備事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員により選定する。

2 評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価基準	配点
1 総論		20
ア 実施方針	提案のコンセプトや方針が本事業の趣旨に沿ったものとなっているか。	10
イ 施工実績	本事業と同規模の管理棟の施工実績を3棟以上有するなど、豊富な実績を有しているか。	10
2 実施体制等		20
ア 実施体制	履行期間内の確実な竣工が見込める計画、スケジュールとなっているか。	10
イ 経済性	提案上限額を下回る提案額が提案されている場合に、納得できる合理的な工夫がされているか。	10
3 施設計画		50
ア 危機管理機能	施設利用者に対する怪我や熱中症等の救護活動を迅速に対応できる機能が提案されているか。	10
イ 交流機能	プロスポーツ選手が使用した用具等の展示・観覧を通じた有効的な交流機能が提案されているか。	10
ウ 環境負荷の低減	環境保全性基準（ZEB Ready 相当）を満たす、具体的な提案がされているか。	10
エ 配置・動線	施設管理者及び利用者の利便性を向上させる配置及び動線計画が提案されているか。	10
オ 外観	周辺と調和し、立地場所にふさわしい外観となっているか。	10
4 その他		10
ア 特筆すべき事項	本市にとって有用な提案がされているか。	10
合計		100

評定基準は以下のとおり。

評定基準	点数
極めて優れた内容である。	10点
十分な内容である。	8点
必要最低限の内容は満たしている。	6点
やや不十分な内容である。	4点
不十分な内容である。	2点

3 評価方法

- (1) 技術提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を原則とする。
- (2) 各委員が個々に評価を行い、その平均点をもって評価点とする。
- (3) 得点の高さに基づき優先交渉権者の順位を決定する。

4 評価の実施方法

(1) 参加資格確認

参加資格の確認は、事務局において、所定の書類に基づき実施し、その結果を書面で通知する。

参加資格が確認された者から提出された技術提案書を審査の対象とする。

(2) 審査委員会における順位の確定

ア 各委員において、個々に評価する。

イ 評価点の集計及び順位整理（事務局）

ウ 優先交渉権者の選定

※本市は、優先交渉権者、次点交渉権者を選定する。

5 選定の対象外となるもの

(1) 見積価格が、本市が示す基準額を超えるもの

(2) 評価点合計の満点(100点)に対して6割未満のもの

6 審査結果の通知

審査終了後、速やかに審査結果通知書を郵送する。